

## 2023年公共図書館電子図書館アンケート用語解説

以下の用語の説明は、今回のアンケートのご回答をいただくための用語解説となります。

### 【1】「電子図書館サービス」及び「電子書籍サービス」等について

・このアンケートにおいて「電子図書館サービス」とは、以下の(1)から(6)のサービスをいいます。

・1-(1)の「電子書籍サービス」については、電子図書館から提供する場合に著者や出版社からの著作権の許諾が必要な電子書籍などをインターネットで電子書籍の閲覧を提供するサービスをいいます。

### 「電子図書館サービス」

分類	サービス事業者	サービス事業者	提供サービス例	提供形態
1	(1) 電子書籍サービス	電子図書館サービス提供事業者(オーディオブック提供含む)	例: LibrariE & TRC-DL、TRC-DL、Overdrive、KinoDen、エルシエロ・オトバンク、LibrariE、Maruzen eBook Library 等	Webブラウザやアプリで電子書籍(オーディオブック含む)の閲覧サービスの提供
	(2) 電子雑誌サービス	電子図書館サービス提供事業者	例: TRC-DL マガジン 等	Webブラウザやアプリで電子雑誌の閲覧サービスの提供
	(3) 国立国会図書館 図書館向けデジタル化資料送信サービス	国立国会図書館	説明記載(国立国会図書館ホームページ) <a href="https://www.ndl.go.jp/jp/library/service_digi/">https://www.ndl.go.jp/jp/library/service_digi/</a>	(著作権法31条3項の規定による)国立国会図書館デジタル資料のうち、絶版等資料の提供
	(4) オンラインデータベース提供サービス	データベースサービス提供事業者	例: JapanKnowledge/新聞DB/EJ(外国ジャーナル)等	オンラインデータベース利用提供
	(5) デジタルアーカイブの提供	電子図書館サービス事業者のシステム等を利用した図書館・自治体	例: ADEAC(TRC)/AMLAD(NTT データ)等(図書館アーカイブ発信用サービス)	図書館自身が情報発信・広報資料
	(6) 音楽・音声情報配信サービス	音楽・音声情報配信サービス事業者	例: ナクソス・ミュージック・ライブラリー、国立国会図書館歴史的音源提供サービス 等	Webブラウザやアプリで音楽・音声情報の配信(オーディオブック含まず)
2	パブリックドメイン電子書籍提供		例: 青空文庫(データ)/プロジェクト Gutenberg 他	著作権期間終了の著作物の提供
3	障害者向け電子書籍等提供	著作権の制限規定により、使用が可能な著作物	サビエ図書館等	障害者への著作物提供(著作権法37条の権利制限規定に準じた提供)
※	パブリックドメイン	パブリックドメイン	著作権(著作財産権)期間が満了しているもの。 著作物自体は多くが無償か低額で提供されているもの。	

### ※公共図書館における「電子書籍などの提供サービス」の分類について

・当アンケートでは上記のように電子図書館サービスを分類しアンケート上「電子書籍サービス」とあるものは、下図の1-(1)を対象としています。

※当アンケートでは、Webでの図書検索・貸出予約サービス、OPAC検索、パブリックドメインの電子書籍のみの電子書籍提供は「電子図書館サービス」とはしておりません。

## 【2】「電子書籍コンテンツ」

(アンケートでは「コンテンツ」と略することがあります)

・「電子書籍コンテンツ」とは、パソコンやタブレット・スマートフォンなどに電子書籍サービスとして提供される電子版の書籍コンテンツ（オーディオブック含む）のことをいいます。

## 【3】「電子書籍端末」「電子書籍ビューア」

・「電子書籍端末」「電子書籍ビューア」とは、電子書籍コンテンツを閲覧することができる電子端末、電子書籍を閲覧することができるソフトウェア(アプリケーション)のことをいいます。

・電子書籍を閲覧することができる電子端末には、スマートフォン (iPhone、Android) やタブレットやパソコン (Windows、Mac、ChromeBook (android) 等) で、Web ブラウザやアプリ (アプリケーション) を利用して閲覧することができる電子端末をいいます。

## 【4】国立国会図書館 「図書館向けデジタル化資料送信サービス」

・「図書館向けデジタル化資料送信サービス」とは、国立国会図書館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を全国の公共・大学図書館等の館内で利用できるサービスのことを言います。

・国立国会図書館の承認を受けた公共図書館等においては、送信を受けた資料の閲覧・複写サービスが実施できます。

・詳細は以下のページに記載があります。[https://www.ndl.go.jp/jp/library/service\\_digi/](https://www.ndl.go.jp/jp/library/service_digi/)

The screenshot shows the National Diet Library website. The header includes the logo and name '国立国会図書館 National Diet Library, Japan'. Navigation menus are visible for Home, Library Information, Resources, Visiting Information, Business Introduction, Stakeholders, and About the National Diet Library. The main content area is titled '図書館向けデジタル化資料送信サービス (日本国内の図書館員の方へ)'. It explains the service, its legal basis (Copyright Law, Article 31, Paragraph 2), and provides instructions for librarians and other stakeholders. A sidebar on the left lists various services and information available on the site.

国立国会図書館  
National Diet Library, Japan

本文へ > サイトマップ > よくあるご質問 Language

ホーム > 国会関連情報 > 資料・情報の利用 > 来館案内 > 事業紹介 > 関係者の方へ > 国立国会図書館について

ホーム > 図書館員の方へ > 図書館向けデジタル化資料送信サービス (日本国内の図書館員の方へ)

**図書館員の方へ**

- 図書館へのお知らせ
- サービス
  - 遠隔複写サービス
  - 図書館情報出し
  - 図書館向けデジタル化資料送信サービス
  - 展示用資料の貸出し
  - 国立国会図書館の參觀
  - 障害者サービスを実施する図書館へのサービス
  - 図書館協力ハンドブック
  - 参考図書紹介
  - 総合目録ネットワーク
  - レファレンス協同データベース
  - カレントアウェアネス・ポータル

**図書館向けデジタル化資料送信サービス (日本国内の図書館員の方へ)**

図書館向けデジタル化資料送信サービス (図書館送信) は、国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を全国の公共図書館、大学図書館等の館内で利用できるサービスです。

※ このサービスは、著作権法 (昭和45年法律第48号) 第31条第2項 (e-Govへリンク) の規定を適用して行っています。また、著作権者・出版者団体などの関係機関で構成される「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」で取りまとめた「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」に基づいて運用しています。

図書館送信をご利用いただくには、国立国会図書館に利用申請を行い、承認を受ける必要があります。このページでは、日本国内の図書館員の方を対象に、この承認のために必要な手続等をご案内しています。

**日本国外の図書館員の方で、サービスのご利用をお考えの場合**

「Digitized Contents Transmission Service for Libraries (For Librarians)」のページをご覧ください。

**図書館員以外の方で、サービスの概要や利用方法についてお知りになりたい場合**

「図書館向けデジタル化資料送信サービス」のページをご覧ください。

**出版者、著作 (権) 者等の方で、図書館送信の対象となる資料の除外手続を検討されている場合**

「図書館向けデジタル化資料送信サービス (図書館送信) に係る除外手続」のページをご覧ください。